

働く人たちとともに

～平成28年度 労働行政のご案内～



厚生労働省 福島労働局

最重点施策

① 東日本大震災からの復興支援 (1頁)

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策や安全・健康確保対策を推進します。
- (2) 復興に向けた就労支援を行います。

② 魅力ある職場づくりの推進 (8頁)

- (1) 働き方改革を推進します。
- (2) 正社員希望者に対する就職支援や人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善を図ります。
- (3) 女性の活躍や職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します。

重点施策

- ① 労働基準行政の重点施策 (12頁)
- ② 職業安定行政の重点施策 (15頁)
- ③ 能力開発行政の重点施策 (16頁)
- ④ 雇用環境・均等行政の重点施策 (18頁)
- ⑤ その他の重点施策 (19頁)

福島労働局の組織図・所在地・連絡先 (20頁)

最重点施策

1 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策や安全・健康確保対策を推進します。

① 東京電力福島第一原発で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策を推進します。

東京電力、元方事業者や関係請負人に、平成27年8月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の構築、関係請負人の労働安全衛生水準の向上、適切な健康管理実施や作業環境の改善について指導を行います。

また、労働条件の適正化の徹底について監督指導等を実施します。

さらに、放射線管理計画の審査において、被ばく低減対策の徹底を求めます。

●東京電力福島第一原発廃炉作業に対する監督指導の状況(平成27年)

●廃炉作業に対する監督指導状況(平成27年)

●監督実施事業者数 309事業者

うち労働基準関係法令違反があった事業者

167事業者 (違反率54.0%)

●違反件数 296件

労働条件関係 234件

(時間外割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など)

安全衛生関係 62件

(線量当量の測定結果の確認、重機・高所作業の安全措置など)

<廃炉作業>監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移(H23~H27)



●廃炉作業事業者への要請

●死亡災害の発生に関し、東京電力に対して再発防止徹底を要請(平成27年1月16日、9月15日)

●安全衛生管理体制の確立について、東京電力および元請事業者に対して集団指導を実施(平成27年10月27日)

●熱中症対策について、東京電力に対して防止徹底を要請(平成27年5月25日、8月7日)

●東京電力福島第一原発構内での監督指導



② 除染等業務、特定線量下業務および事故由来廃棄物等処分業務（以下「除染業務等」）に従事する労働者の安全・健康確保対策や労働条件確保を推進します。

除染業務等を行っている現場に対し、放射線被ばく管理を始めとする安全・健康確保や法定労働条件確保を目的とする監督指導等を実施します。

また、労働者に労働基準法などの法令や労働条件に関する相談先を周知します。元方事業者には事業者が講すべき具体的な内容を集團的に指導します。

さらに、除染電離則、除染ガイドラインなどに基づく被ばく低減措置や「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加による継続的な被ばく管理の徹底について指導を行います。

●除染作業現場での監督指導

●除染作業に対する監督指導の状況（平成27年）

- 監督実施事業者数 **1299事業者**
うち労働基準関係法令違反があった事業者
839事業者（違反率**64.6%**）
- 違反件数 **1586件**
安全衛生関係 **895件**
(事前調査、線量の測定、保護具の使用など)
労働条件関係 **691件**
(時間外割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など)

＜除染作業＞監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移（H25～H27）



●除染事業者への要請

- 「除染等業務における労働者の労働環境の確保・改善に関する説明会」の開催（平成27年4月24日、11月9日）
- 「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」で事故防止を要請（平成27年4月28日）
- 熱中症防止対策の徹底を要請（平成27年5月25日）
- 総合建設業労働災害撲滅対策会議を開催（平成27年9月16日、平成28年2月9日）



③ 中間貯蔵施設の建設や汚染土壌の搬入作業に従事する労働者の安全・健康確保対策や労働条件確保を推進します。

元方事業者、関係請負人や運送事業者に、被ばく線量管理、健康管理、労働災害防止、労働条件確保などに関する指導を行います。

④ 除染業務等における違法派遣対策を推進します。

● 東京電力福島第一原発での廃炉作業における違法派遣対策

福島県、福島県警察本部、東京電力など関係機関へ偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、違法な労働者派遣などの疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行います。

また、労働者派遣事業所に対する定期指導において、偽装請負や違法派遣の防止のための指導、啓発を行います。

● 除染業務等における違法派遣対策

環境省、福島県、福島県警察本部、市町村など関係機関へ偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、違法な労働者派遣などの疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行います。

また、元請事業主に対する偽装請負、違法派遣の注意喚起や、除染現場事務所への訪問により、適正な請負の実施を要請します。

さらに、労働者の相談窓口を周知する以下のリーフレットを配布し、違法派遣などの情報を把握した場合には、迅速な調査・指導を実施します。

除染の現場で働く皆さんへ

「おかしいな」と思ったら まず、ご相談ください！

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、雇用する会社が負わなくてはなりません。
除染の現場で「おかしいな」と思ったら、最寄りの労働局、労働基準監督署へ
まず、ご相談ください。

※相談することによって、相談者の不利益になることはありません。

こんなことは、ありませんか？

- ① 違う会社の人から作業を指示される！
- ② 同じ班で同じ仕事なのに違う会社の人がいる！
- 作業体系について ▶福島労働局 需給調整事業室へご連絡ください。
- ③ 給料や働く時間などの説明を受けていない！
- ④ 増賃金が支払われない！

労働条件・賃金について ▶最寄りの労働基準監督署へご連絡ください。

相談先や主な法令の説明は裏面をご覧ください。

厚生労働省 福島労働局 (裏面へ)
TEL: 024-536-4601

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と
思うことはありませんか？

いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」にあたる行為は
「法令違反」です！

請負契約などの形をとっていても、実態として雇われている会社以外から働く方へ
作業の指示などがある場合には、いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」と見なされ、
労働者を雇用する会社は労働者派遣法違反や職業安定法違反となることがあります。
※ 安全衛生や危険防止に関する指示などは問題ありません。

労働条件について

労働条件を書面で明示しないのは「法令違反」です！

図録の内容では、例えば賃金額について、「入社後『乗った』」「底上げ」の
トラブルになる可能性があります。雇用する会社と雇用契約を結ぶ際には、
お互いに労働条件を書面でしっかりと確認しましょう。

＜賃金について＞

割増賃金を支払わないのは「法令違反」です！

雇用する会社が労働者に、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合
には、割増賃金を支払う必要があります。

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と
思ったら下の相談先へご連絡ください。

※相談することによって、相談者の不利益になることはありません。

(受付時間 平日8:30～17:15)

相談の内容	相談先	電話番号
作業体系について	福島労働局 需給調整事業室 (所在地: 福島市昭和1番46号 福島合同庁舎4階)	024-529-5746
労働条件・賃金 について	福島労働局 監督課	024-536-4610
	郡 山	024-922-1370
	いわき	0246-23-2255
	会 津	0242-26-6494
	須 賀 川	0248-75-3919
	白 河	0248-24-1391
	喜 多 方	0241-22-4211
	相 馬	0244-36-4175
富 岡 (当事務所: いわき市)	0246-35-0050	

(受付時間 月・火・木・金 17:00～22:00 土日10:00～17:00(年末年始除く))

相談の内容	相談先	電話番号
労働条件・賃金について	労働条件相談ホットライン	0120-811-610

環境省管轄の除染工事の現場（福島県内除染特別地域内）での特殊勤務手当（いわゆる除染手当、危険手当）の支払いなどについて、疑問がある場合は、環境省でも相談を受け付けています。

【環境省の除染についてのお問い合わせ窓口】
福島: 024-523-5391 (平日8:30～17:15) 東京: 03-6741-4535 (平日9:30～18:15)

⑤ 復旧・復興工事に従事する労働者の安全・健康確保対策を推進します。

復旧・復興工事として施工される建設工事現場に、重点的に監督指導等を実施します。

関係省庁や業界団体を構成員とする復旧・復興工事災害防止福島連絡協議会を開催し、各機関が所有する各種情報を把握・共有し、効果的・効率的な監督指導等に活用します。

また、元方事業者に対し、労働者の安全・健康確保および労働条件確保に必要な情報の提供を行うとともに、集団的に指導します。

●東日本大震災復旧・復興工事における労働災害発生状況

年	総 数						うち除染等業務分						うち原発廃炉作業分					
	H23 (3.11~)	H24	H25	H26	H27	計	H23 (3.11~)	H24	H25	H26	H27	計	H23 (3.11~)	H24	H25	H26	H27	計
死傷者数 (休業4日以上)	113	92	116	110	110	541	0	9	70	80	84	243 (45%)	8	7	4	8	6	33 (6%)
うち死亡者数	6	0	6	4	3	19	0	0	4	2	1	7 (37%)	0	0	0	1	2	3 (16%)

●福島労働局長による安全パトロール



(2) 復興に向けた就労支援を行います。

① 避難県民の帰還のための就労支援の推進

福島県との間において、震災や原発事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を図ることを目的に「福島県雇用対策協定」を締結しました。この協定に基づき、雇用対策を効果的かつ一体的に取り組みます。

また、避難者が帰還を希望する場合の就職などを支援する「福島雇用促進支援事業」について、関係市町村から寄せられる人材確保・人材育成ニーズを踏まえて事業を進めます。



福島県における雇用対策協定 (H28.3.24) の概要

福島県と福島労働局は、相互に密に連携して、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組みます。

福島県と福島労働局は、協定の目的達成のための具体的な取組、実施方法、数値目標等を事業計画として毎年定め、それぞれが取り組む施策を推進するために必要な要請を相互に行うことができる。

最重要事項

重点事項

1 震災復興のための雇用対策

- 福島県内外の避難者の帰還促進と雇用の安定
①ハローワーク富岡広野サテライトの開設
- 福島避難者帰還等就職支援事業
①福島広域雇用支援協議会事業
②帰還者等向けの合同就職面接会の開催
- 緊急雇用創出基金事業（震災等対応、事業復興型等）による人材の確保

2 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇改善

- 新規学卒者等に対する就職支援
①新規高卒者に対する就職支援
②新規大卒者等および既卒3年以内の方に対する就職支援
- 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援
- ニート等若者の人材育成支援
- 「正社員実現加速プロジェクト」の推進

3 女性の活躍推進

- 女性の活躍推進および仕事と家庭の両立支援
- 女性の就業希望の実現

4 職業訓練の効果的な実施

- 求職者支援訓練と公共職業訓練の実施に係る総合的な地域職業訓練計画の策定
- 職業訓練の周知と受講者の就職支援

5 障がい者の就労促進

- 雇用と福祉の連携による就労支援
- 障がい者就職面接会の開催
- 障がい者の職業能力開発

6 高齢者の就業促進

- 高齢者雇用の確保に向けた取組
- シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進

7 生活困窮者の就労促進

- 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

8 人材不足分野での人材確保

- 建設業関係、製造業等の人材確保対策
- 医療・介護分野における人材確保対策

9 働き方改革の推進

- 労使団体への要請、企業トップへの働きかけ
- 在宅勤務、男性の育児休業取得等の推進

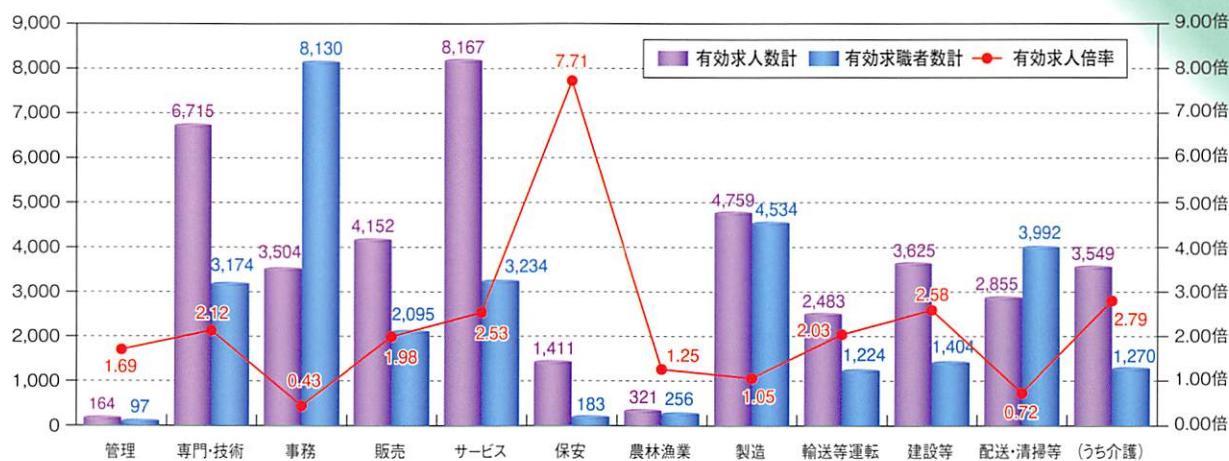
② 人材不足分野・地域における労働力確保対策（建設業、医療福祉など）を推進します。

ハローワーク福島・平・郡山・相双の4所を建設人材確保プロジェクト実施安定所に指定し、就職面接会の開催や未充足求人のフォローアップの徹底などを図ります。

また、福島県、（社福）福島県社会福祉協議会福祉人材センターや（公財）介護労働安定センター福島支所などとの連携を図り、併せて「ナースセンター・ハローワーク連携事業」を実施します。

●常用有効求人数および常用有効求職者数の職業別状況（平成28年2月）

専門・技術（建築・土木技術者、看護師・医療技術者など）、サービス（介護サービス、接客など）、保安（道路交通誘導員など）、輸送等運転・建設などの職業では求人数が求職者数を上回っている一方で、事務、配達・清掃などの職業では求職者数が求人数を上回っています。



③ 若者の雇用対策を推進します。

若者が活躍できる環境整備を図り、就職準備から就職活動、就職後の職場定着支援に至るまでの対策を福島県や関係機関と連携の下で推進します。

特に、平成28年度の就職・採用活動開始時期の変更に伴い、未就職卒業生が増加することが無いよう未内定学生への集中的な就職支援を行います。

④ 職業訓練の推進などを図ります。

関係機関と連携し、人材育成の必要性が高い建設、介護分野における職業訓練を実施することにより、資格取得人材の確保に努めます。

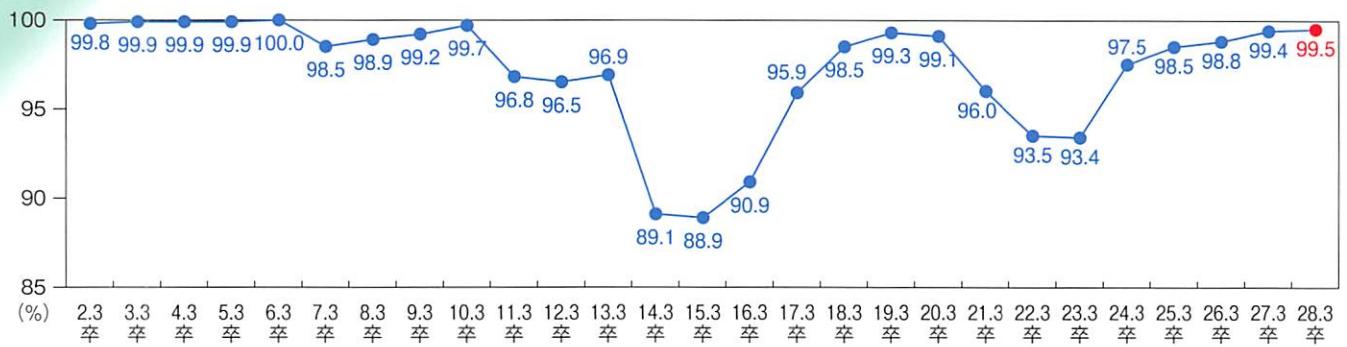
●ふくしま大卒等就職ガイダンス 郡山会場



●ふくしま大卒等就職ガイダンス 東京会場



●高卒就職内定率の推移（各年3月末現在）



復興に向けた地域雇用対策 〔避難者の帰還支援〕

平成28年4月11日現在

除染現場やインフラ復旧が進んでも、働く場や人材育成の機会が十分でないと、帰還しても生活基盤は不安定のままであります。

福島雇用促進支援事業

県・市町村や地域関係者による協議会が策定した雇用対策・就労支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業委託して実施

(25年5月)

「福島広域雇用促進支援協議会」設置

■市町村・地元工商会

(25年10月) 事業開始

■介護、建設重機資格取得講座
避難者職業意識調査事業
雇用に係る支援制度説明会
再就職支援セミナー事業
地域就職面接会事業 など

(27年4月) 27年度事業開始

■建設資格講座（企業申込型）
人材獲得セミナー
地域食産業人材養成講座
避難者等職業相談事業
地域就職面接会事業 など

(28年4月) 28年度事業開始

■車両系解体講習（企業申込型）
就職マナー講習事業
事故由来廃棄物等特別教育講習
簿記3級および会計ソフト講習
地域合同就職面接会事業 など

※ 下線は当該年度の新規事業

川俣町

「クレーン・玉掛けは今後も需要があると思う。求人のニーズが多様化しているので車両系のみでは就職が厳しい。」

飯館村 (福島市)

「除染に係る事業はまだ必要だとと思うので、引き続き実施して欲しい。」

葛尾村

「緊急雇用創出事業の見直し、村民の多くが従事している除染業務が本年度で完了するなど、新たな雇用先確保対策が必要。」

田村市

雇用促進員設置
「企業見学バスツアーは一定程度の参加者がいることから今後も継続実施して欲しい。」

川内村

「工業団地に8社の誘致が決定、250人の雇用が見込まれる。（30年3月操業予定）」

富岡町 (郡山市)

「250を超える事業所が再開しているが、いわき市での再開が多く、うち建設業からは事務職が足りないなどの声がある。」

南相馬市

雇用促進員設置
「人手不足をどのように解消していくか。南相馬市内の企業を知っていたくため近隣市町村との合同就職面接会の開催や企業見学バスツアー事業の実施を具体的に進めたい。」（8月に合同就職面接会開催予定、企業見学バスツアー開催予定）

浪江町 (二本松市)

雇用促進員設置
「建設機械、パソコン講習について問い合わせが多い。浪江町民も多く人が各種事業を利用しているようなので引き続き実施をお願いしたい。」

双葉町 (いわき市)

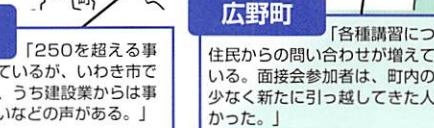
雇用促進員設置
「町民の避難先での持ち家取得が増えているようである。」

大熊村 (会津若松市)

「大熊町民の会津地方への避難者は2千人を切っており、現在はいわき市や郡山市に集中している。」

楢葉町

「9月5日以降の帰還者数は1割程度、60代以上が多い。子供のいる世帯は避難先での生活が落ち込んでいるので戻るのは難しい。」



最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革を推進します。

① 過重労働の解消に向けた取組を推進します。

過重労働による健康障害を防止するため、長時間労働の防止や医師による面接指導の実施について徹底を図ります。

特に、各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場の全数に対して、監督指導を実施します。

重点監督結果の概要 (平成27年11月実施分)

(1) 重点監督の実施事業場数 102事業場

うち労働基準関係法令違反が認められたもの 74事業場 (違反率72.5%)

(2) 主な違反内容

① 違法な時間外労働があったもの 44事業場 (違反率43.1%)

うち、時間外労働※の実績が最も長い労働者の時間数の割合

(ア) 月80時間超～月100時間 8事業場 (①の事業場の18.2%)

(イ) 月100時間超～月200時間 15事業場 (①の事業場の34.2%)

(ウ) 月200時間超 1事業場 (①の事業場の2.3%)

※ 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

② 賃金不払残業（サービス残業）があったもの 8事業場 (違反率7.8%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 15事業場 (違反率14.7%)

(3) その他の改善指導の内容

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの 67事業場 (全体の65.7%)

② 労働時間の把握方法が不適正なもの 15事業場 (全体の14.7%)

② 職場慣行の変革・有給休暇取得を促進します。

仕事と生活の調和の実現に向け、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進などに取り組むよう、当局に設置した「働き方改革推進本部」を中心として、福島県と連携しながら、労使団体への要請、企業トップへの働きかけなどを行います。

(2) 正社員希望者に対する就職支援や人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善を推進します。

① 非正規労働者への雇用対策の推進（正社員希望者に対する就職支援など）

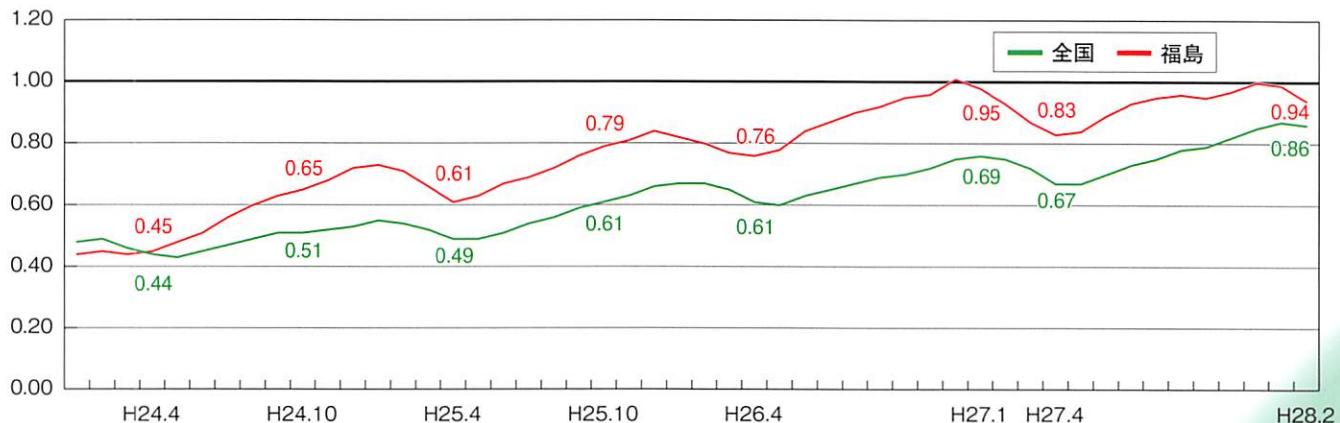
正社員に重点を置いた求人開拓および非正規雇用求人の正社員求人への転換、雇用管理改善の働きかけなどにより、正社員求人の確保を図ります。

また、不本意ながら非正規雇用で働く者の正社員転換を事業主に働きかけ、非正規雇用であった求職者に対してきめ細やかな職業相談などに取り組み、積極的なマッチングを図ります。

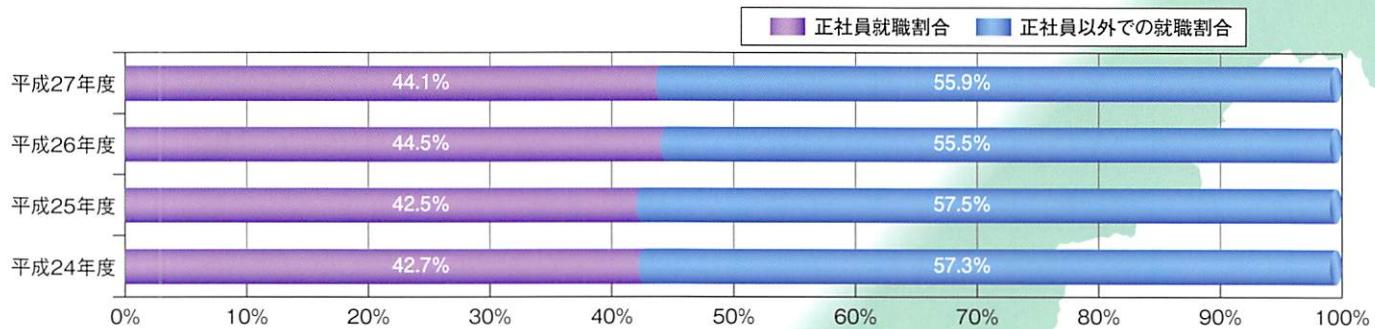
② 人材確保に向けた雇用管理改善

人材確保のためには、人材不足分野における事業主自身が職場自体の魅力アップ（雇用管理改善）を通じて、労働者の募集と職場定着を図ることが重要であることから、様々な機会を捉えて雇用管理改善を推進します。

●正社員有効求人倍率の推移（福島/全国）



●就職割合（正社員/正社員以外 福島）



正社員希望者への就職支援・人材確保に向けた雇用管理改善

- ① 正社員求人の確保（非正規雇用求人の正社員求人への転換、雇用管理改善の働きかけ）
- ② 正社員求人への積極的なマッチング（求職者担当者制などによるきめ細やかな職業相談・応募書類の作成指導）
- ③ 非正規雇用労働者の職場環境整備（キャリアアップ助成金の積極的な活用促進などによる雇用の安定、人材育成、待遇改善）
- ④ 人材不足分野における雇用管理改善（事業主に対する啓発活動などにより職場自体の魅力アップを推進）

（3）女性の活躍や職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します。

① 女性の活躍推進

男女がともに活躍できる職場環境整備のため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の活躍・両立支援総合サイトへの情報公表を働きかけるとともに、認定申請に向けた取組を推進します。

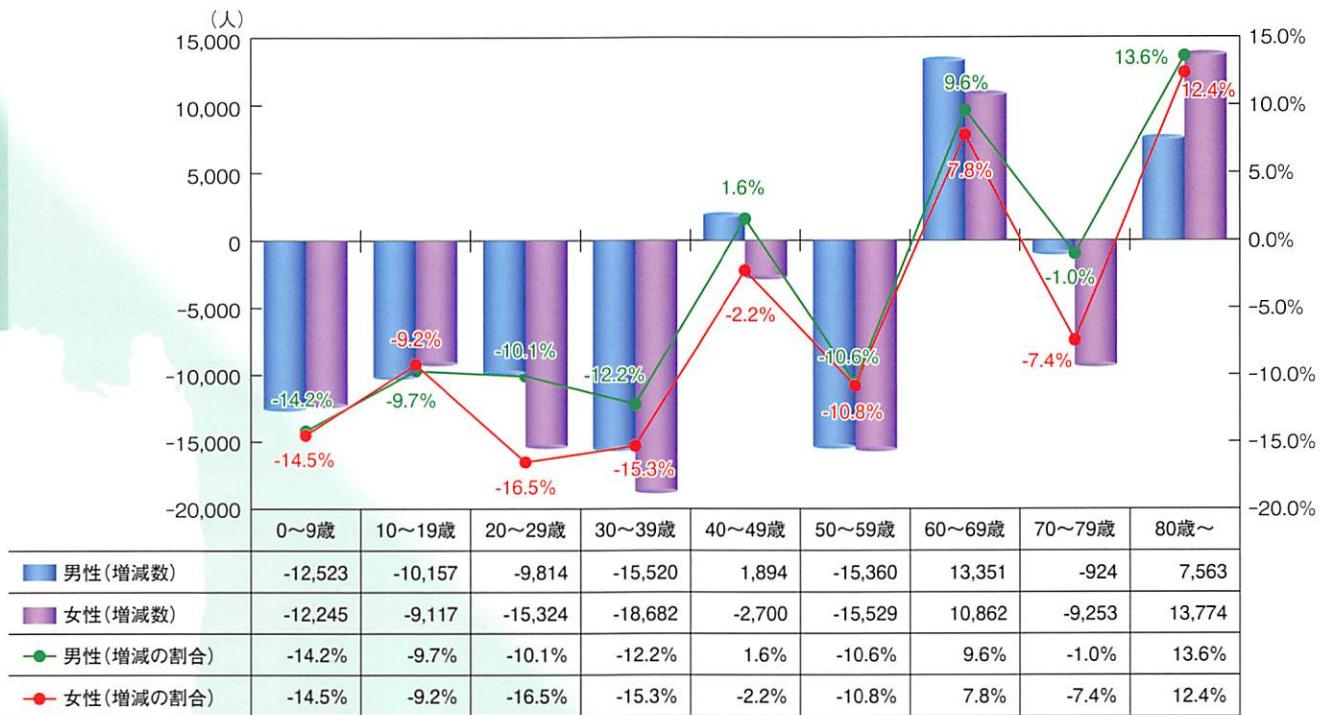
② 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのため、福島県や次世代育成支援センターと連携しつつ、各企業の実態に応じた次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する取組を促すとともに、「くるみん認定」や「プラチナくるみん認定」取得に向けた事業主の取組を支援します。

●福島県の人口の増減（年代別）

平成23年3月1日から平成27年12月1日までの人口動態

福島県「福島県現住人口調査」によると、福島県の人口は平成23年3月1日現在で2,024,401人であったが、平成27年12月1日現在では1,924,697人となり、99,704人減少している。そのうち20歳から39歳の人口は59,340人減少しており、特に女性は34,006人と大幅に減少している。いわゆる子育て期の人口の減少割合が高くなっているが、震災の影響により県外に避難をした、また県外から県内の職場に通勤する者もいるなど、厳しい子育て環境にある。



資料出所：福島県「福島県現住人口調査」（平成23年3月1日、平成27年12月1日）

<注1>転入、転出等については、住民基本台帳法に基づき各市町村に届出があった情報を集計したものであるため、東日本大震災や東京電力福島第一原発事故の影響を受けて被災地等から避難した方に係る移動については、各市町村に届出があった場合のみの集計となっている。

<注2>福島県の人口には「年齢不明」を含む。（平成23年3月1日、平成27年12月1日ともに 男性7,506人、女性4,580人 総数12,086人）

くるみんマーク・プラチナくるみんマークに注目!

「くるみんマーク」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育てのための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たし厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けた場合に、商品などに表示することができるマークです。また、「プラチナくるみんマーク」は、くるみんマークを取得している企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けた場合に表示できるマークです。

福島県内では24社が「くるみんマーク」、1社が「プラチナくるみんマーク」認定を受けています。
(平成28年3月末現在)

「くるみんマーク」・「プラチナくるみんマーク」認定に向けた事業主の取組を支援しています。



次世代認定マーク
「くるみん」



特例認定マーク
「プラチナくるみん」



「プラチナくるみん」
認定通知書交付式の様子

●一般事業主行動計画の策定届出状況(平成28年3月末)

101人以上規模企業	100人以下規模企業	計
596社	207社	803社

●女性の活躍・両立支援総合サイト



掲載企業

ポジティブ・アクション応援サイト	24件
女性の活躍推進宣言コーナー	29社
両立支援のひろば	509社

●女性活躍推進法（平成28年4月1日施行）の概要

事業主に求められる取組

- ① 自社の女性活躍の状況を把握し、課題を分析
- ② ①の結果を踏まえた行動計画の策定、労働局への届出、労働者への周知、外部への公表
- ③ 自社の女性の活躍に関する情報の公表

※上記取組は、労働者数301人以上規模の事業主は義務、300人以下の事業主は努力義務。

認定制度

上記取組を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主は、労働局への申請により認定を取得。

認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あり。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPR。

優秀な人材確保や企業イメージの向上などに期待。

認定マーク「えるぼし」



重点施策

1 労働基準行政の重点施策

(1) 労働条件の確保・改善対策を推進します。

- ① 基本的労働条件の確立
- ② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
- ③ 「労災かくし」の排除に係る対策の推進

(2) 最低賃金制度の適切な運営を図ります。

(3) 労働者の安全と健康確保対策を推進します。

- ① 労働災害を減少させるための業種横断的な取組
- ② 労働災害を減少させるための重点業種
- ③ 化学物質による健康障害防止対策
- ④ メンタルヘルス・産業保健対策
- ⑤ 石綿ばく露防止対策・粉じん障害防止対策
- ⑥ 熱中症予防対策
- ⑦ 受動喫煙防止対策

(4) 労災補償対策を推進します。



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

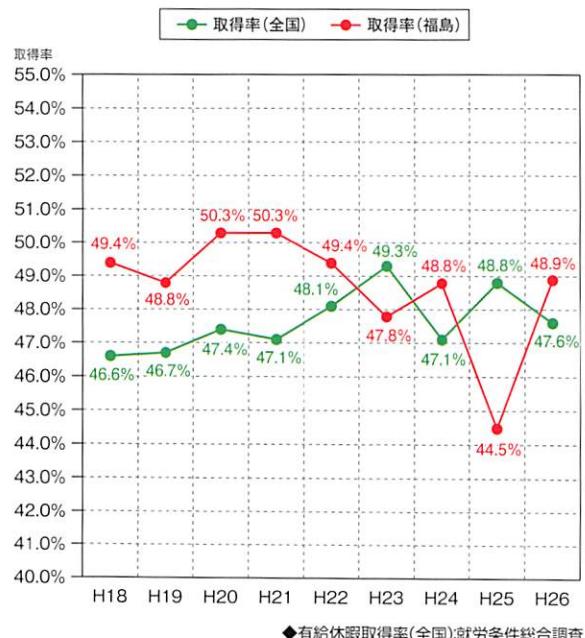
■ 福島県内の労働時間・有給休暇取得状況・労働災害発生状況

- 労働者1人当たりの総労働時間の平均は、全国平均を年間100時間程度上回る水準で推移しており、時間外労働の平均についても全国平均かそれを上回る水準で推移している。（下左図）
- 年次有給休暇の取得率に関して、平成26年は前年比で4.4%上昇した。（下右図）
- 平成26年と比較して、労働災害発生件数（休業4日以上）、死亡者数ともに減少した。

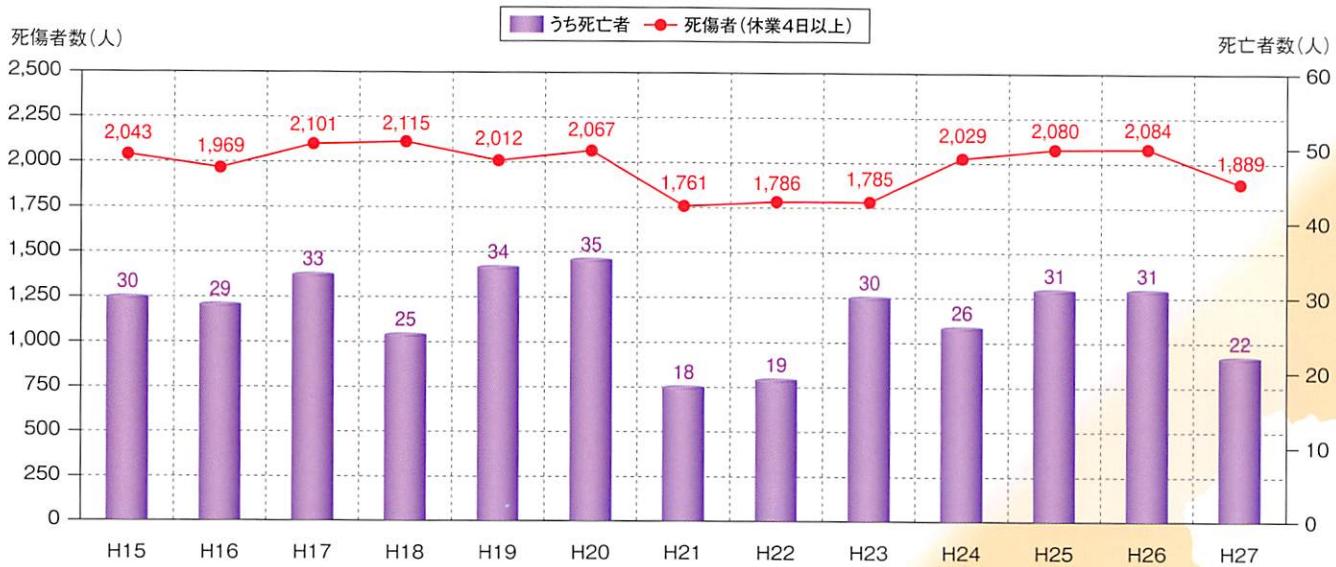
● 労働時間の推移



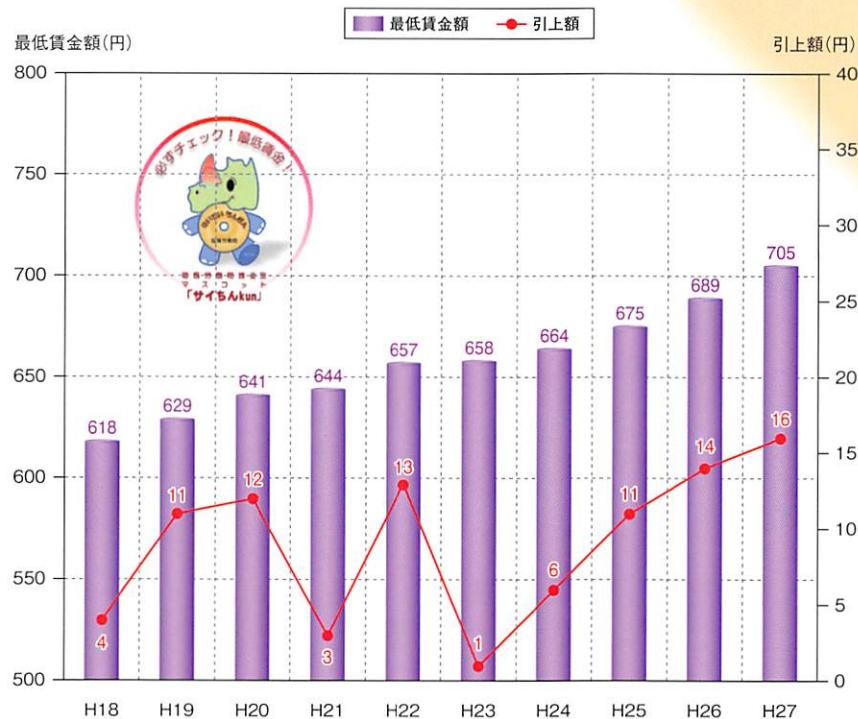
● 年次有給休暇取得率の推移



● 労働災害発生状況



福島県内の最低賃金の推移



産業別最低賃金

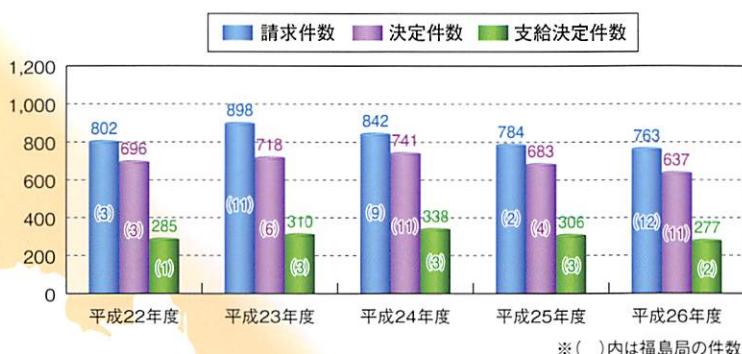
下記の業種で働く方に適用されます。

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具 <理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金 平成27年12月18日発効	801円
自動車小売業最低賃金 <二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。> 平成27年12月18日発効	800円
非鉄金属製造業最低賃金 平成27年12月19日発効	816円
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 <医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。> 平成27年12月20日発効	767円
輸送用機械器具製造業最低賃金 平成27年12月27日発効	803円

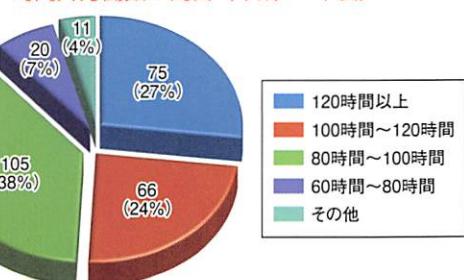
脳・心臓疾患、精神障害に係る労災請求支給状況

- 長時間労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患との関連性が強いという医学的知見が得られている。
- 極度の長時間労働は、心身の極度の疲労、消耗を来たし、うつ病などの原因となるとされているほか、長時間労働そのものについて、心理的負荷との総合評価において考慮すべきものとされている。

●脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移



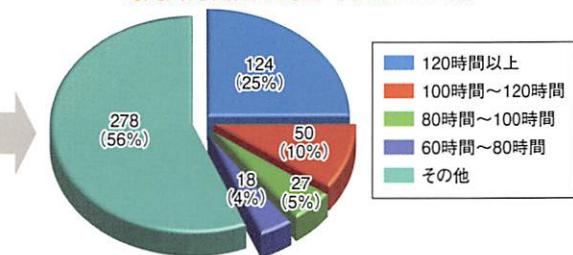
時間外労働数の割合（平成26年度）



●精神障害に係る労災請求・決定件数の推移



時間外労働数の割合（平成26年度）



2 職業安定行政の重点施策

- (1) 非正規労働者への雇用対策を推進します。（正社員希望者に対する就職支援など）
- (2) 若者の就労環境を整備します。
 - ① ユースエール認定企業・若者応援宣言企業を応援します。
 - ② わかものハローワークによる支援を行います。
 - ③ 若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの取組を行います。
- (3) 障害者雇用対策を推進します。
- (4) 高齢者の雇用対策を推進します。
- (5) 子育てする女性などに対する雇用対策を推進します。
- (6) 生活困窮者対策を推進します。
- (7) 地方自治体と一体となった雇用対策を推進します。
- (8) 地域雇用対策を推進します。
- (9) 失業なき労働移動を実現します。
- (10) ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価を行います。
- (11) 雇用保険制度の安定的運営を図ります。
- (12) 労働力需給調整事業の適正な運営を推進します。
- (13) 公正な採用選考システムの確立に努めます。

■ ユースエール認定企業



<認定マーク>



ユースエール認定書交付式(28年1月)

ユースエール認定制度とは？

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

■ 生活困窮者対策の推進

概要

- 国（就労支援）と自治体（福祉）の協働で行う一体的実施事業として県内2ヶ所（郡山市（平成25年10月）、福島市（平成27年7月））に設置したハローワークの常設窓口において、ワンストップ型の就労支援を行う。

窓口のようす

- 社会福祉（生活福祉）課窓口に隣接させ「ハローワークコーナー」を設置。
- 身近な市役所で国の就職支援ナビゲーターが相談を行い、ワンストップによる一体的な就労支援を実施。

窓口の体制

国	市
就職支援ナビゲーター:2名	就職支援相談支援員
求人情報提供端末:2台	ケースワーカー 他



状況

- 支援対象者数：郡山市…283人、福島市…65人
 - 就職者数：郡山市…150人（就職率：53.0%）、福島市…30人（就職率：46.2%）
- (平成28年2月末現在)

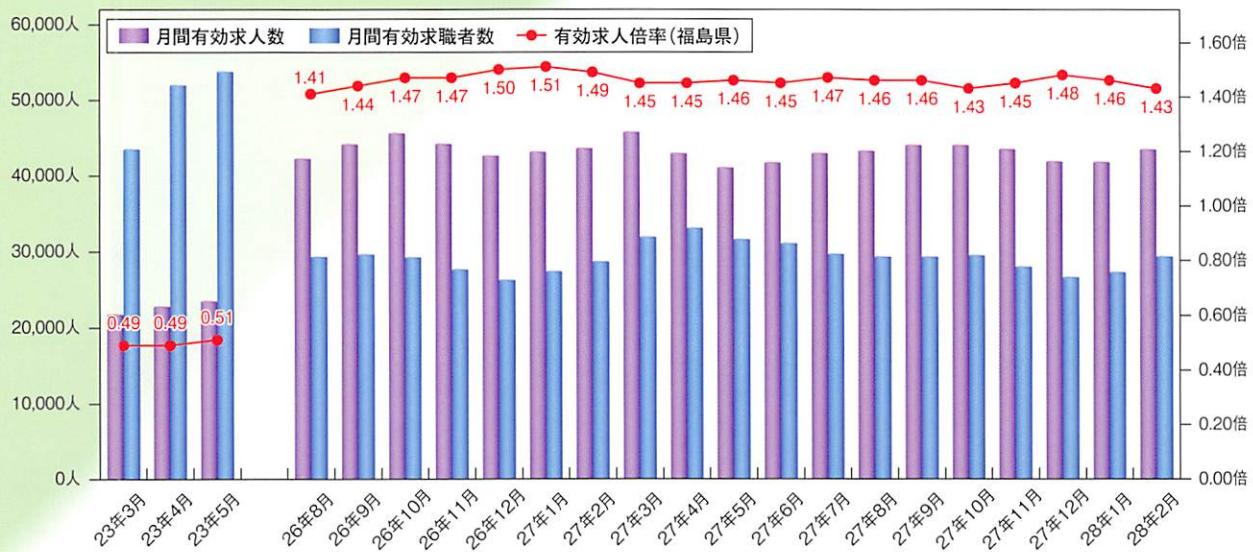
3 職業能力開発行政の重点施策

- (1) 求職者支援訓練・公共職業訓練の推進と訓練修了者への就職支援を図ります。
- (2) ジョブ・カード制度を推進します。
- (3) 技能検定制度を推進します。

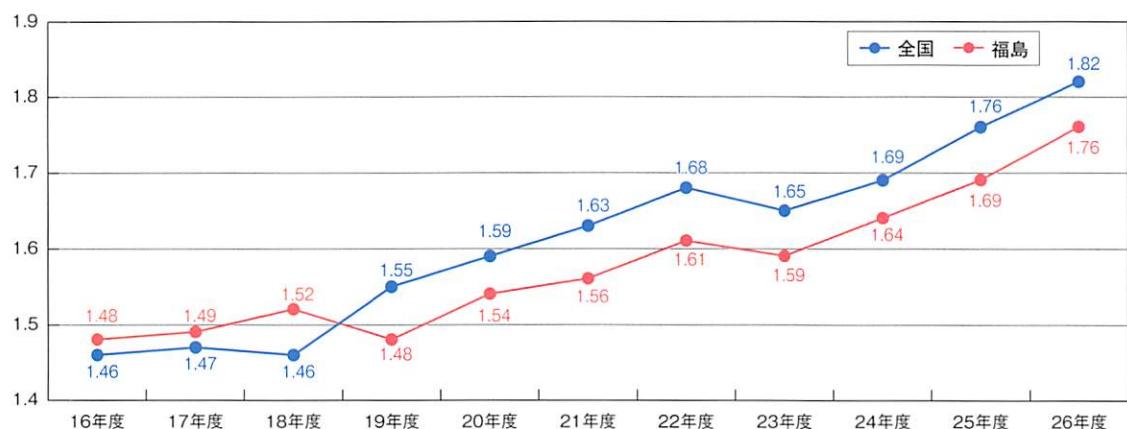
●訓練風景



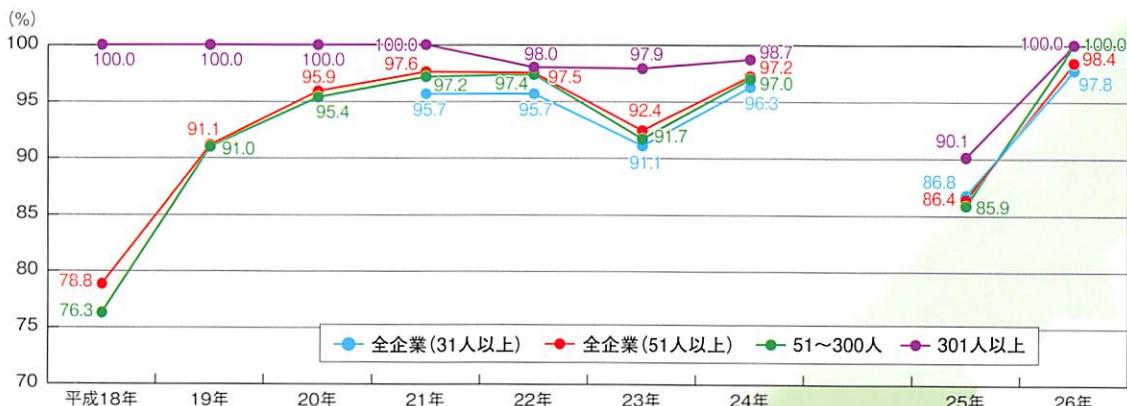
■ 福島県の求人・求職・求人倍率の状況



■ 障害者の雇用状況（実雇用率）



■ 高年齢者雇用確保措置の実施状況（企業規模別）



※平成25年4月に制度改正があり、平成24年前と平成25年以降の数値は単純比較できない。

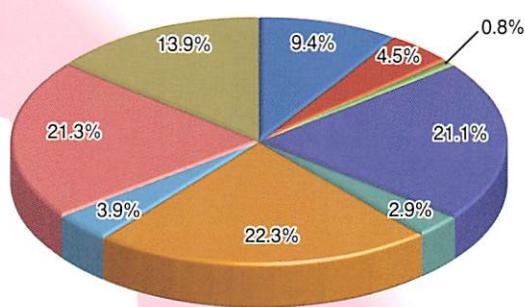
4 雇用環境・均等行政の重点施策

平成28年4月1日、福島労働局に「雇用環境・均等室」が新設されました。

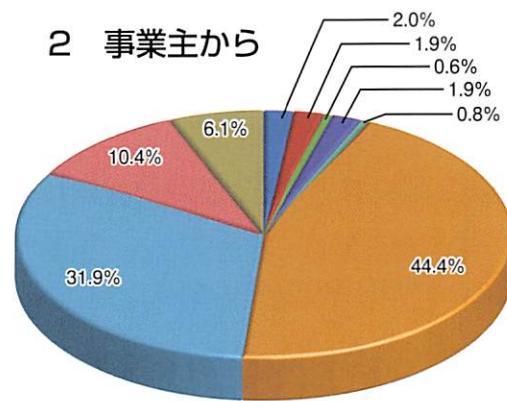
- (1) 四行政の連携による総合的施策を推進します。
- (2) 働き方改革を推進します。
- (3) 総合的ハラスメント対策を一体的に実施します。
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保対策などを推進します。
- (5) 職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します。
- (6) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策などを推進します。
- (7) 最低賃金引上げに向けて事業者などを支援します。
- (8) 適正な労働条件を整備します。
 - ① 「多様な正社員」の普及・拡大
 - ② 無期転換ルールの周知
 - ③ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進
- (9) 個別労働紛争の解決を促進します。
 - ① 総合労働相談コーナーの適切な運営
 - ② 効果的な助言・指導およびあっせんの実施
- (10) 労働法制の普及等に関する取組を行います。
- (11) 使用者による障害者虐待の防止に取り組みます。

■ 平成27年雇用均等室に寄せられた相談

1 労働者から

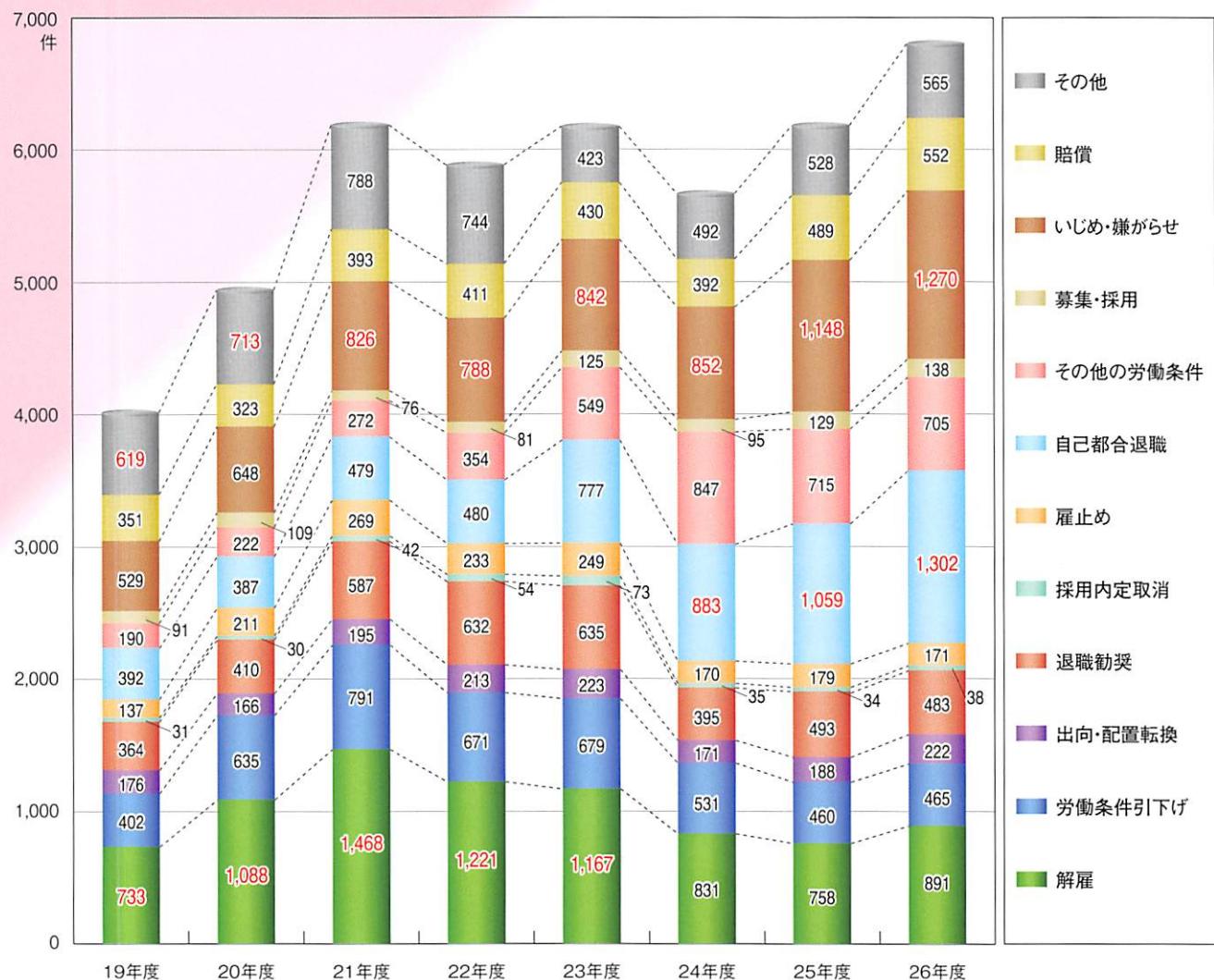


2 事業主から



■ 妊娠等不利益取扱い	■ 母性健康管理	■ 性差別
■ 職場のセクシュアルハラスメント	■ 労基法(母性保護)	■ 育児関係
■ 介護関係	■ パート関係	■ その他

■ 個別労働関係紛争に関する相談内容の内訳



5 その他の重点施策

(1) 労働保険制度の適正な運営を図ります。

- ① 未手続事業の一掃対策などの推進
- ② 労働保険料の収納率の向上

(2) 保有個人情報の厳正な管理に努めます。

(3) 締約の保持に努めます。

福島労働局の組織図



福島労働局の所在地・連絡先

総務部

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

総務課

TEL 024-536-4601 FAX 024-535-6595

労働保険徴収室

TEL 024-536-4607 FAX 024-536-3300

労働基準部

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

監督課

TEL 024-536-4602 FAX 024-535-5755

健康安全課

TEL 024-536-4603 FAX 024-535-5755

賃金室

TEL 024-536-4604 FAX 024-536-4670

労災補償課

TEL 024-536-4605 FAX 024-529-5472

職業安定部

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階

職業安定課

TEL 024-529-5338 FAX 024-536-4200

職業対策課

TEL 024-529-5409 FAX 024-536-4211

地方訓練受講者支援室

TEL 024-536-7733 FAX 024-536-4200

需給調整事業室

TEL 024-529-5746 FAX 024-536-4222

雇用環境・均等室

(平成28年4月1日新設)

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階・5階

指導係(4階)

TEL 024-536-4609 FAX 024-536-4658

企画調整(助成金)係(5階)

TEL 024-536-2777 FAX 024-536-4664

福島労働局総合労働相談コーナー(4階)

TEL 024-536-4600 FAX 024-536-4658

フリーダイヤル 0800-8004611 ※労働者からの労働相談に限ります。

労働基準監督署の所在地・連絡先

富岡労働基準監督署は、東京電力福島第一原発の事故の影響で、広野町の仮事務所に移転しています。仮事務所は平成28年4月にいわき市から広野町に移転しました。

福島労働基準監督署

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階

TEL 024-536-4610 FAX 024-536-4614

郡山労働基準監督署

〒963-8025 郡山市桑野2-1-18

TEL 024-922-1370 FAX 024-922-1487

いわき労働基準監督署

〒970-8703 いわき市平字堂根町4-11

いわき地方合同庁舎4階

TEL 0246-23-2255 FAX 0246-25-1097

会津労働基準監督署

〒965-0803 会津若松市城前2-10

TEL 0242-26-6494 FAX 0242-26-6496

白河労働基準監督署

〒961-0074 白河市郭内1-124

TEL 0248-24-1391 FAX 0248-24-1393

須賀川労働基準監督署

〒962-0834 須賀川市旭町204-1

TEL 0248-75-3519 FAX 0248-75-3520

喜多方労働基準監督署

〒966-0896 喜多方市諏訪91

TEL 0241-22-4211 FAX 0241-22-4212

相馬労働基準監督署

〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68

TEL 0244-36-4175 FAX 0244-36-4176

富岡労働基準監督署仮事務所

〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3

広野みらいオフィス2階

TEL 0240-28-0170 FAX 0240-27-3041

ハローワークの所在地・連絡先

ハローワーク富岡の求職者向けサービスは、東京電力福島第一原発の事故の影響で、ハローワーク平と平成28年4月に開設した広野サテライトで実施しています。

また、事業所向けサービスはいわき地方合同庁舎5階で実施しています。

ハローワーク福島

〒960-8589 福島市狐塚17-40
TEL 024-534-4121 FAX 024-534-0423

ハローワーク平

〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11
いわき地方合同庁舎1階
TEL 0246-23-1421 FAX 0246-22-1088

ハローワーク磐城

〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田65-3
TEL 0246-54-6666 FAX 0246-54-6667

ハローワーク勿来

〒974-8212 いわき市東田町1-28-3
TEL 0246-63-3171 FAX 0246-77-0165

ハローワーク会津若松

〒965-0877 会津若松市西栄町2-23
TEL 0242-26-3333 FAX 0242-38-2332

ハローワーク南会津

〒967-0004 南会津郡南会津町田島字行司12
TEL 0241-62-1101 FAX 0241-63-1056

ハローワーク喜多方

〒966-0853 喜多方市字千刈8374
TEL 0241-22-4111 FAX 0241-22-3881

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL 024-942-8609 FAX 024-941-1940

ハローワーク白河

〒961-0074 白河市字郭内1-136
白河小峰城合同庁舎1階
TEL 0248-24-1256 FAX 0248-23-4749

ハローワーク須賀川

〒962-0865 須賀川市妙見121-1
TEL 0248-76-8609 FAX 0248-75-4930

ハローワーク相双

〒975-0032 南相馬市原町区桜井町1-127
TEL 0244-24-3531 FAX 0244-24-3532

ハローワーク相馬

〒976-0042 相馬市中村1-12-1
TEL 0244-36-0211 FAX 0244-37-2376

ハローワーク富岡仮事務所

〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11
いわき地方合同庁舎5階
TEL 0246-24-3055 FAX 0246-24-3133

広野サテライト

〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3
広野みらいオフィス2階
TEL 0240-27-1220 FAX 0240-27-1228

ハローワーク二本松

〒964-0906 二本松市若宮2-162-5
TEL 0243-23-0343 FAX 0243-62-2737

その他の職業相談窓口などの所在地・連絡先

浪江町地域職業相談室は、東京電力福島第一原発事故の影響で閉鎖中です。

伊達市地域職業相談室

〒960-0653 伊達市保原町字泉町94-1
TEL 024-574-3535 FAX 024-576-4242

田村市地域職業相談室

〒963-4312 田村市船引町船引字南元町28
TEL 0247-81-1730 FAX 0247-81-1731

石川地方職業相談室

〒963-7858 石川郡石川町字下泉229
TEL 0247-26-2484 FAX 0247-26-2262

浪江町地域職業相談室

〒979-1513 双葉郡浪江町大字幾世橋字芋頭5-2
ハローワーク相双へご連絡ください

ハローワーク郡山マザーズコーナー

〒963-8034 郡山市島2丁目402
TEL 024-927-4626 FAX 024-931-8610

ハローワークプラザ郡山

〒963-8034 郡山市島2丁目402
TEL 024-931-1151 FAX 024-931-8609

福島わかものハローワーク

〒960-8051 福島市曾根田町1-18 MAXふくしま5階
TEL 024-529-6626 FAX 024-533-3711

福島新卒応援ハローワーク

〒960-8051 福島市曾根田町1-18 MAXふくしま5階
TEL 024-529-7649 FAX 024-533-3711

郡山新卒応援ハローワーク

〒963-8002 郡山市駅前2-11-1 ピックアイモルティ4階
TEL 024-927-4633 FAX 024-933-2333

福島労働局雇用調整助成金等事務センター

〒960-8051 福島市曾根田町10-24 ※助成金業務のみ
TEL 024-529-5681 FAX 024-533-0550

総合労働相談コーナーの所在地・連絡先

富岡総合労働相談コーナー仮事務所は、富岡労働基準監督署仮事務所とともに、平成28年4月にいわき市から広野町に移転しました。

福島労働局総合労働相談コーナー

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
(福島労働局雇用環境・均等室内)
TEL 024-536-4600
フリーダイヤル 0800-8004611 ※労働者からの労働相談に限ります。

福島総合労働相談コーナー

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階
(福島労働基準監督署内)
TEL 024-536-4610

郡山総合労働相談コーナー

〒963-8025 郡山市桑野2-1-18
(郡山労働基準監督署内)
TEL 024-922-1370

いわき総合労働相談コーナー

〒970-8703 いわき市平字堂根町4-11
いわき地方合同庁舎4階
(いわき労働基準監督署内)
TEL 0246-23-2255

会津総合労働相談コーナー

〒965-0803 会津若松市城前2-10
(会津労働基準監督署内)
TEL 0242-26-6494

白河総合労働相談コーナー

〒961-0074 白河市郭内1-124
(白河労働基準監督署内)
TEL 0248-24-1391

須賀川総合労働相談コーナー

〒962-0834 須賀川市旭町204-1
(須賀川労働基準監督署内)
TEL 0248-75-3519

喜多方総合労働相談コーナー

〒966-0896 喜多方市諒訪91
(喜多方労働基準監督署内)
TEL 0241-22-4211

相馬総合労働相談コーナー

〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68
(相馬労働基準監督署内)
TEL 0244-36-4175

富岡総合労働相談コーナー仮事務所

〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3
広野みらいオフィス2階
(富岡労働基準監督署仮事務所内)
TEL 0240-28-0170

福島労働局・労働基準監督署・ハローワークの地図



働く人たちとともに 福島労働局



厚生労働省
福島労働局